

公益財団法人鹿児島県柔道会表彰規程

(趣旨)

第1条 公益財団法人鹿児島県柔道会(以下「柔道会」という。)の表彰に関しては、この規程に定めることによる。

(表彰の基準)

第2条 柔道会は、次の各号に定める基準に該当する者があるときは、これを表彰する。

(1) 柔道功労者

本県柔道の振興に、永年にわたって顕著な功労のあった者。

(2) 優秀選手

全国大会において優勝し、又は国際大会において入賞した者及び団体。

(原則として、上部団体で表彰された者及び団体は、再表彰しない。)

(3) 地域指導者

地域及び職域等において柔道部(団)を結成し、又は指導者として柔道振興に功労のあった者。

(候補者の推薦)

第3条 表彰候補者は各地区長が推薦するものとする。

(審査)

第4条 表彰者及び各表彰団体は、前条の規定により推薦された者について、理事会(審査委員会)において審査し表彰する。

(表彰)

第5条 表彰においては表彰状を贈呈する。

(感謝状)

第6条 柔道会は、その他特に柔道振興に功労のあった者に対し、感謝状を贈呈する事ができる。

附 則

この規程は、平成23年4月15日から実施する。

附 則

この規程は、令和3年8月3日から実施する。